

令和6年度 第1回大淀町総合教育会議

1. 日時 令和6年8月6日（火）15：00～16：45

2. 場所 大淀町役場 会議室301

3. 出席状況

大淀町長	辻本 真宏
教育長	廣見 敦志
教育長職務代理者	吉寄 純子
教育委員	杉本 智志

4. 会議内容

1. 不登校等支援の充実について

2. 大淀町部活動地域移行について

令和6年度第1回大淀町総合教育会議

令和6年8月6日

開会 午後3時00分

秋田総務課長 それでは、時間となりましたので、令和6年度第1回大淀町総合教育会議を始めさせていただきたいと思います。

当初の議事進行は、私、事務局総務課の秋田が務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日、山風呂委員、森委員におかれましては、欠席の連絡をいただいております。

本日の会議は、会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承お願ひいたします。

それでは、お手元にお配りさせていただいております次第に従い、進めさせていただきます。

まず、町長挨拶。町長、よろしくお願ひいたします。

辻本町長 町長の辻本でございます。教育委員の皆様におかれましては、本日はご多忙の中、総合教育会議にご参集いただきましてありがとうございます。あと、今日は森委員さんと山風呂委員さんは、諸般の事情によりご欠席ということでございますので、よろしくお願ひしたいということでございます。

お手元の次第にありますように、本日の議題は、不登校等支援の充実についてという項目と、大淀町部活動地域移行についての2つを議題に選ばせていただいております。

1点目の不登校等支援におきましては、昨年も同じ総合教育会議で議題とさせていただいておりまして、継続的に総合教育会議の議題とすべき本町の最も重要な事項の一つであると認識しております。この件につきましては、総合教育会議で教育委員会、そして町長部局といろんな意見や知恵を出し合って不登校の対策というものをしっかりと取っていって、住みやすい大淀町で安全に安心して学校に行ける、また、社会に参画できるような、そんな社会づくりになればと考えておりますので、忌憚のない意見を出し合って会議の成果というものを得たいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、今年の4月から教育支援センターが発展的に場所も移して開所しておりますので、その開所後の状況も併せてご報告をいただいて議論を深めたいと考えております。

次に、2点目の部活動の地域移行についてなんですけれども、国のはうが令和4年度に部活動の地域移行を打ち出して、本町では、前年度から試行が始まっています。剣道部の試行で前もってやっていただいているんですけれども、また、本町の進捗具合と、あとは、令和7年度末までの3か年といったスパンも決まっておりますので、今その期間中でございますので、今後の取組も含めて事務局から報告もいただいて、委員のご意見もいただき、うまく大淀町にとってふさわしい部活動の移行を取っていきたいと考えておりますので、この2点に絞って議題とさせていただいております。最後まで会議のほうをよろしくお願ひいたします。

また、町長部局の職員、教育委員会の職員もここに出席している職員ですので、忌憚のない意見を出していただいたらと思いますので、そういう姿勢で会議に臨んでいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

冒頭のご挨拶は以上でございます。本日は、最後までよろしくお願ひいたします。

秋田総務課長 ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行は、大淀町総合教育会議設置要項第4条の規定により、町長が議長となると定められておりますので、よろしくお願ひいたします。

辻本町長 それでは、着座にて議事進行をさせていただきます。よろしくお願ひします。

1点目の議題の1つ目「不登校等支援の充実について」、資料を添付していただいておりますので、まず、学務課長のほうから先に不登校の現状や取組、または、さきにも少し触れましたように、教育支援センターの状況等について説明をお願いします。

島田学務課長 失礼いたします。教育委員会学務課課長島田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

お手元のほうに大淀町の不登校支援についてということで、A3のカラー刷りの資料を配らせていただいております。本日は、このA3の資料を用いまして説明させていただきたいなと思っております。

辻本町長 着座で。

島田学務課長 ありがとうございます。

毎年8月に行われます総合教育会議の中で、進捗等についてお話をさせていただいているわけなんすけれども。実は、この資料をこのパターンで説明させていただくのは3年目でございまして、またこの資料かよということで思われている委員さんもおられるかも分かりませんけれども。実は、1年目におきましては、大淀町の子供たちの長期欠席の状況をお話もさせていただきながら具体的な方策、こういうふうにやっていきますよというようなお話をさせていただいたところです。2年目におきましては、具体的な方策も徐々に進めておりまして、さらにというところで、大淀町の学校を支援する体制、いわゆる包括的な支援体制を築いて、子供たちを見守りながら、寄り添いながら、そして支援をしていきますよというふうなところでお話をさせていただいたところでございます。そして、今年度におきましては、冒頭に町長のほうからもお話がありましたけれども、この4月から大きな一歩というところで、大淀町教育支援センターを設立させていただいたわけでございまして、その辺の話も含めながら本日はお話しさせていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

そうしたら、資料のほうを見ていただきたいと思います。

まず1つ目、大淀町の不登校児童・生徒(30日以上)の状況でございます。大淀町の状況につきましては、青い四角の罫線で囲われたところになっておりまして、令和元年から令和5年までの経緯を記載させていただいております。オレンジ色の部分につきましては、令和4年の奈良県の状況、そして緑色の部分につきましては、令和4年度の全国の状況ということで記載させていただいているところでございます。ちなみに、年度ごとの状況につきまして

は、毎年度、国の調査で生徒指導上の諸課題に関する調査というのがございますので、それをベースというふうなことで数字を並べさせていただいているところでございます。

奈良県と全国の状況から説明させていただきますと、括弧書きにあるのは1,000人当たりの長期欠席している子供の人数になっておりまして、令和4年、奈良県の小学校では17.6人になっております。中学校におきましては、62.1人ということになっております。令和4年度、全国で申し上げますと、小学校17.0人、中学校で申し上げますと59.8人というふうなことになっております。ちなみに、灰色で書かせていただいておりますのは、一昨年前、つまり令和3年の状況でございまして、国の報告でも言われているんですけれども、10年連続で増加しておって、不登校になっている子供さんの数については、過去最多であるという報告もあるところでございます。

では、大淀町におきましてはというところになるんですけども、令和4年、令和5年で比較しながらご説明をさせていただきますと、令和4年で小学校は9人でございましたが、令和5年では20人ということで、11人が増えておるところです。令和5年の小学校のところで、1,000人当たりになりますと32.8人になりますので、奈良県や全国に比べても多い。そして、中学校におきましては、令和4年度では68人で1,000人当たり173.5人でございます。続いて、令和5年度では55人というところで、1,000人当たり151.5人というところです。令和4年と5年を比較させていただきますと13人減っておることもあって、1,000人当たりの数も減ってはおりますけれども、これまでの令和元年や令和2年に比べますと、やっぱり多いなという状況になっているところでございます。

この数字の考察を下の欄でさせていただいておりまして、その理由といたしましては、学校内の生活だけではなく家庭における状況であったり、また、本人を取り巻く生活環境において多重的な支援や福祉、また医療等の専門的な機関との連携を必要としている子供たちが非常に多いというようなことになっております。子供たちだけの問題じゃなくて、やはり家庭環境への働きかけが、特に大淀町の子供たち、もしくは家庭には必要かなと思っております。つまり、家庭環境といいましても非常に幅広くございますけれども、例えば経済状況であったり、保護者の子育て状況であったり、また、親子の関係というふうなところにやはり支援をしていかないといけないんではないのかなということを思っているところでございます。

ということで、本町では、過去からも適応指導教室というのを旭ヶ丘総合センターの一角に運営させていただいておりましたけれども、令和6年の4月から旧東部幼稚園の場所を引き継ぐような形で教育支援センターを開設。そして、これまでも毎年度5人から10人弱の不登校傾向にある児童・生徒に対して学校復帰を目指した学習支援、そして、安心して過ごせる居場所となるような支援を行っていたところでございます。そしてまた、保護者に対してというところでは、子育てに不安を抱える保護者に対しても相談業務を実施しているというふうなところになっておるところです。

これまでさせてもらっている部分もあるんですけども、具体的な取組、どこまで進んだかというふうな状況でございます。具体的な取組として、これまで4つの柱で進めて

きたところでございます。

まず1つ目、誰一人取り残さない学校づくりというところで、1つ目は、チーム・学校による魅力がある学校づくり。そして、安心して周囲の大人にSOSを出せるような環境・体制づくり。そして、令和5年からこれは実施しておるんですけども、教室とは別の場所で個別の学習支援や相談支援ができるよう校内登校支援教室をつくらせていただいたところでございます。

これは、過去ではあまりなじめなかつたかも分かりませんけれども、学校には行けるけれども自分の教室は入れない。教室に入れなくて困っていて、保健室へ行ったりとか廊下にいたりとか、そういったお子さんがおったわけなんですけれども。そういったお子さんの居場所となるような教室を設置させていただきまして、リモートで自分の教室の授業を受けられるような形をつくらせていただいたところでございます。当初、去年は、令和5年は、7人がここに在籍といいますか、部屋を利用してくださっていた子供さんがおったんですけども、学期途中であったりとか年度末には、ぽつぽつと自分の教室に戻れるようになりますて、今年は、この4月からの1学期の間で利用しているのは若干名ということになっておるところでございます。いわゆる令和4年、5年のところで不登校の子供さんの数が減っているような状況はありますけれども、こういったところも一つの要因といいますか、不登校傾向にある子供たちをつくらないというふうなことも、一つ大切な部分もあったかなというところで成果が出たのかなと思っているところでございます。

あと、2つ目、支援ニーズの早期発見と早期対応というところで、特にというところは、2つのポツにもあるんですけれども、児童・生徒が抱える課題の早期発見・早期把握に向けたアセスメントシートを活用した支援体制の構築でございます。これは、令和4年からさせてはいただいているんですけども、昨年度におきましては、学校でそれぞれ行っていただいているような品質会議はもちろんなんですけれども、組織的に子供たちの状況を支援していくように、また関わるようにというところで支援会議を学期中に2回、現在もそうなんですけれども、させていただいているところでございます。この会議では、小中の連携もそうなんですけれども、生徒指導も含んだ内容の会議をしていただいているようなことになっております。

続いて、3つ目、教育機会の確保というところです。これも2年前は、適応指導教室を、さらに充実した施設をつくり上げていきたいというような理想を持った取組でございましたけれども、本当に令和6年4月に教育支援センターができたわけでございます。そして、これまでには、適応指導教室の運営協議会というふうなこともさせていただいておりましたけれども、今年度からは、教育支援センター運営協議会というふうなことで、学校であったりとか、ここの支援員さんであったり、センターの支援員さん、もしくはそのセンター長であったりとかという方も入りまして、総合的な子供たちの見立てであったりとか最近の状況についてお話し、連携をさせていただいているようなところでございます。

あと、3つ目、自宅におけるICTを活用したリモート学習の促進というところになるんですけども。昨年度、令和5年の実績でいいますと、リモート学習をしていただいて、子供

たちの自宅と学校の自分の教室をつなぐような形で授業をして、そして、それを評価であつたりとか、また、授業日数にも換算するというふうなところまでの体制を整えまして、15人がリモート学習に参加してくれているとなつておるところでございます。これも令和5年で不登校の数が減ったという部分の一つでもあるかなと思っておるところでございます。

続いて、4つ目でございます。4つ目には、社会的自立を目指した支援というところで、これも1つ目にポツがありますように、関係機関が連携した支援による家庭教育への支援、そして、悩みを抱える保護者のネットワークづくりというところで現在も定期的にさせていただいているような状況でございます。あと、学校復帰のみにとらわれず、将来を見据えた社会的自立のため、児童・生徒の目標の幅を広げる支援というところになるんですけども、これがなかなか難しい部分がございますが、現在、大淀町役場の中でも福祉と教育の連携会議ということをさせていただいております。これも定期的に月1回、会議をさせていただいているようなところで。本日の総合教育会議にも福祉部局からの管理職のほうにも参加をしていただけるような状況になっておりまして。

今後につきましては、義務教育課程の小中学校の子供たちについては、教育委員会を中心になって関われるところもあったんですけども、なかなか卒業した子供たちについては、支援、どのような形で今生活しているのか、もしくは不登校のまま進学した子供たち、もしくは進学しなかった子供たちについて、どのような暮らしをしているのかという部分について、なかなか見えにくいところがありましたので、こういった部分について福祉と連携しながらやっていければいいなというところを、今現在思っているところでございます。

続いて、3番目でございます。3番目につきましては、大淀町教育支援センターの設立について説明させていただきます。もうこれも教育委員会の中でお話もさせていただいている件でございます。教育支援センターには3つの機能がございます。1つはあらかし広場、2つ目に教育相談、3つ目に社会的自立の支援拠点、センター的機能ということでしておるわけなんですけれども、この3つの視点がございます。

あらかし広場におきましては、不登校の状況にある子供たちが安心して過ごすことができる居場所として、学習の支援であつたり、また、様々な活動や体験を通して子供たちの可能性を伸ばす支援をできるような環境を整えているところでございます。現在、開所日時につきましては、1週間の中で火・木・金、朝の9時半から午後3時までの間で、どの時間でも好きな時間に来ていいよというふうなことで対応させていただいているところでございます。実は、ここに来ているお子さんにつきましては、中学生が6人、そのうち若干名がもう中学校のほうに完全復帰できている状況でございます。あと、加えまして、若干名の生徒さんが体験入室ということで今来られております。あと、小学校のほうでは、正式に入っているお子さんはゼロ人でございますけれども、若干名が体験入室ということになっておるところです。

実は、この夏休み中も週2日運営させていただいている状況でございまして、これも最初は、なかなか夏休に来てくれるかなというふうな心配もしておったんですけども、4月から開所させていただきますと、子供さんが非常に生き生きと元気な顔で来てくれるようにな

りまして。そして、できることなら2学期も来てほしいなというところがあります。夏休みという長期の間に顔を見られない、だから教育支援センターに来てくれないというふうな状況がある中で、2学期、非常にまたハードルが高くなる可能性もあるなと思いましたので、センター長ともいろいろ協議もさせていただきながら、また、支援員の先生にもお願ひもさせていただきながら夏休みに週2回、来ていただいているようなことで、大体3人から4人のお子さんに来ていただいているということを現在聞かせていただいているところでございます。

そして、小学校のこの若干名の体験入室ですけれども、実は、これは、小学校の先生方からの提案でございまして。保護者とも相談もさせていただいて、まずは支援センターへ行っていただいて、それがきっかけで学校へまた戻ってきてくれたらしいのになというふうな希望もあって、現在、体験ということをしていただいている状況になっておりますので。がちっとしたセンター運営、あらかし広場ではなく、非常にお子さんのニーズに合ったような、また、来てもらいやすいような環境で来てくれたらしいというふうな運営をさせていただいているようなところでございます。

続いて、教育相談のところにつきましては、センター内にスクールカウンセラーを常駐させていただきまして、火曜日と木曜日に相談をさせていただいております。件数といしまして、これは令和5年の実績になるんですけれども、延べ数というところでスクールカウンセラーの相談件数は53件、また、教育委員会のほうにもスクールソーシャルワーカーがおるんですけども、いわゆるアウトリーチも含めまして94件の相談件数、対応件数になっております。

3つ目のところでございます。社会的自立の支援拠点というところでは、子供たちの社会的自立に向けた学校や家庭、そして関係機関との連携、そして、接続する先端的な機能を有しながら包括的な支援を行っていきたい。現在は、なかなかここまで行き着いてはおられませんけれども、今後につきましては、いろんな機関等の力も借りながら、センター機能を充実させていきたいなということを現在思っているところでございます。

いかんせん子供たちにおきましては、非常に子供だけの問題ではなくて、申し上げましたように、家庭的な環境であってなかなか学校への行きづらさを、もしくは居場所がないというふうなお子さんが非常に多いということが分かってきたところでもございます。

先日の天理大学から来ていただきました千原先生のお話にもありましたように、不登校は心の病気ではない。そして、子供が成長の途中で足踏みしている状態なんだよということも教えていただきました。そして、かなり大変だけれども、適切な理解と支援があれば、多くの子供たちは成長軌道に戻ってくるんだというふうなお話をもいただいたところではあります。この言葉を、まさに教育支援センターもしくは学校での不登校への支援というところに当てはめながら、対応させていただきたいなと思っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

辻本町長 お疲れさまでした。学務課長から不登校の現状やその取組や、特に教育支援センターの状況等についてもご説明いただいたところでございます。

この件について、教育長、まだ補足等があればいただいて。

廣見教育長 かなり丁寧に説明もしてくれましたので、特段というわけじゃないんですけれども。

私自身の思いとしても、令和3年度の11月からこちらへ来させていただいてから、やっぱり不登校の子供たちが多いということに大変な心配をさせていただき、令和4年度からの学校教育の重点の一つとして不登校支援、それに取り組んでいきたいということで、教育委員会または事務局一丸となって学校へ働きかけていこうと、そんな話をさせていただいているところで、そこから何年かたってきているということなんです。結果的には、コロナ禍も相まってちょっと増えてしまっているような、そんな状況もあるんですけども。

私は、数だけではないと思っています。よく数字だけを見て、多いから大変というご心配をいただくような声もたくさんあるんですが。もちろん全体的に捉えて数を見るということは大事で、それが課題だということには間違いないんですけども。まるでそれが悪かのような形で、先ほどもありましたけれども、不登校が問題行動であるかのように、心の病であるかのようにというような、ちょっと間違って流布してしまうことが非常に心配であります。

不登校というのは、その子の内面、あるいは、その子の持っているいろんな取り巻く環境で様々に背景があるって、それが例えば1つのことであったり、あるいは複数のことが絡み合って作用してたどり着いた、本当に糺余曲折しながらたどり着いた状態であると思ってますので。一々くりで不登校として数で全体で見るんではなくて、その子その子で、その子のことをしっかりと理解していくということが大事だということを、この前も教職員と教育委員さんも全体の研修会で、天理大学の千原先生という不登校の支援に関わっているスペシャリストの方にお話を聞かせていただいたんですけども、それはすごく感じさせていただきました。

そんな中で、この何年間で強化できてきたことというのが、先ほど課長の具体的な取組の中で話が出たんですけども。やっぱり適応指導教室とのつながりを、まずちょっとパイプを太くするということを最初に取り組んでいきましたので、この資料の中の②の2つ目、アセスメントシート、こういったものを使いながら進めていきました。その次にどうしていったかというと、その適応指導教室の指導員さん、支援員さんって今は呼んでいますけれども、支援員さんたちに巡回的に学校へ行ってもらって、別の目で見てもらうということであったりとか。今はセンター長もいてますけれども、センター長も巡回してもらって、別の目で見ていただくというような様々なつながりを大事にしようということで、③の2つ目、関係機関との連携を促進してきたこと。

そして、保護者のつながり、④の1つ目、こういったこと、様々なつながりを増やそうとさせて来てまいりました。そして、昨年度強化していったのは、いよいよ体制ということで、校内、あるいは校外の教育支援センター、そういったところをつくって、枠をしっかりと固めていこうというような形で少しずつ支援の形を膨らましてはきてているという、そういう状況かなというふうに捉えていただけたらと思います。

すみません。以上です。

辻本町長 ありがとうございました。

いかがでしょう。教育委員のほうからのご意見等があったらお伺いしたいと思います。感想でも結構ですし、今の状況の説明や教育長の話を踏まえてご意見等があればと思いますが、いかがでしょう。吉崎委員のほうから。

吉崎職務代理者 丁寧に説明をしていただきありがとうございます。3年間の変遷等もよく分かりました。

じゃあ感想のほうからということで、1番、2番、3番とこれに沿って少しづつお伝えできたらなと思います。その後、この資料プラスちょっと追加の説明をしていただきたいということで、質問も続けてさせてもらっていいですか。

辻本町長 どうぞ。結構です。

吉崎職務代理者 まず、1番のところで、学務課長さんのはうから2行目です。

学校内の生活だけではなく、家庭における状況と本人を取り巻く生活環境において、多重的な支援や福祉、医療等の専門的な機関との連携を必要としている事例は大淀町で特に多い、そんなふうに受け止めさせてもらいました。これは、今、事務局の方々が本当にここにたくさん出席してくださっていますが、地域の問題として捉えなければならないのかなという、学校の問題だけではないと感じました。地域の問題ということでいえば、まず最初は、学校に行けなくとも学習支援は必ずというふうに私たちも進めてきた経験があるんですが、学習支援。それから2つ目としては、きちんとした居場所につながる心理的な支援。それから、家庭生活でいえば、保護者の方への支援で、ここに今、大淀町の大きな特色としてというふうなことで考えると、生活であったり経済的な支援というところを町の問題として捉えていく必要があるのかなと1つ目は感じました。

2つ目です。2つのところでは、他の市町村に自慢できる環境を整えていただいたかなとこの3年間でも感じています。本当にありがとうございます。ハード面ではすごく体制を整えていただきて、スクールカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさんも少しづつ先生方がどんな役割を担う専門職であるかというのを、理解しながら活用が進んできているように思います。先生方に余裕がない学校内でもということを考えたときに、これからまたどういう体制が必要なのかなというのは、改めて考えさせてもらう機会になりました。

3つ目の大淀町教育支援センターの設立というところでいえば、理念の中でも前に説明を聞かせてもらったときにいいなと思っていたことは、学習支援だけじゃなくて、様々な活動や体験を通して子供たちの可能性を伸ばす。これからいろんなことで、スポーツであったり、ものづくりであったり、進んでいくかなと思うんですが、地域の特徴・特色を生かしながら、しかも子供たちのニーズに合った体験活動を進めていただけたらいいなと思いました。

この形が順調に進んでいて、いつも忘れてはいけないのは、子供たちは、学校に属している子供たちですということで、学校とのつながり、いつも学校の先生は自分たちのことを気にかけてくれているという、そういうメッセージは常に発信していったらいいのかなと感じます。今のところは感想です。ありがとうございます。

そうしたら、質問をさせていただきたいですということで、何点か申し上げます。

30日以上の欠席がある子供たちのことを不登校といいますということで教えていただきましたが、長期欠席の子供たち、それから、不登校30日に至るまでの子供たち、未然に防げているというお話もありましたが、どうであったかというところを具体的に少しお聞きしたいです。

それと、より具体的にということをいえば、お知りになる範囲内で具体的に成果があつたなと思えるようなことがあれば、それについてもお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

辻本町長 今、吉壽委員のほうから3点の感想と質問を2点頂いたわけでございますが、1点目の質問の地域課題、町の課題、まさに今日の会議の主要なテーマであろうかと思っておりまして。この件については、後ほど町長部局の福祉部門の管理職も出席しておりますので、少し後に、特に学校を卒業してからの福祉部局との不登校の傾向にあった生徒さんの関連づけとかひもづけとか、または、福祉のほうからの家庭支援であったり、そういうご家庭のサポートであったり、そういうところについては少し深く話し合いたいかなと思っておりますので、この件の感想の1点目については、少し後で議論したいと思います。

そして、2点目については、体制整備でソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーの配置についても評価いただいて、成果も出ておるという認識、こちらも持っております。この件については、また教育委員会の事務局と必要な体制について、私、町長部局としては、予算面の配慮であったり、そういうところはしっかりと協議しながら、不登校対策や、委員からもおっしゃったように、学校の先生方がやはり負担に感じることなく余裕を持って教諭として活動できるような、学校にとってプラスになり、生徒にとってよい効果が出るようなところについては、町の課題としても認識しておりますので、そういうところは、予算面でも配慮していきたいと考えておりますので、また今後、協議してまいりたいと思います。

そして、特に質問の長期欠席または30日未満の状況についての質問については、どうでしょう。もう一つ資料があれば、その資料に基づいて学務課長からご説明いただいたほうがいい。

島田学務課長 分かりました。ご質問についてご回答させていただきたいと思います。

本日お配りさせていただいている資料に実は2枚目がございまして、そこに、カラー刷りのほうは30日以上のみだったんですけども、さらにちょっと詳しいような状況を今回つけてさせていただいております。実は、上段が小学校、その下が中学校というふうなことになっております。

小学校のところで言いますと、令和5年の部分を言わせていただきますと、15日以上30日未満が若干名でございました。30日以上は20人、40日以上が10人で、出席日数が10日以下の子が若干名でございました。その中でも、実は、欠席日数が30日以上だけれども、支援する中で登校できるようになったというお子さんも実はおるわけで。その子につきましては、8人がなったような形になっております。例えば、30日以上でとなって40日、50日になったけれども、途中から登校できるようになったというお子様であります。それが全体の大体40%で、

また、30日以上のうち専門性のある機関で相談や指導を受けられていない児童というのもございます。

保護者とかには、スクールカウンセラーであったりとか、スクールソーシャルワーカーが関わることはできているんですけども、なかなか子供個人にはというところまでは、いつていないところもございましたので。そういうことについては少し数字が大きいんですけども、65%が受けられていないというようなことになっているところでございます。この小学校の部分で数字が増えたというところの一つの要因になるんですけども。一番大きな理由といいますのは、考察の欄の上からポツ2つ目の無気力であったりとか、不安というのが全体の多くを占めておりますが、次に掲げられているのは、家庭環境の変化というのが割と小学生には多いかなということも見受けられました。

その家庭環境の変化であるんですけども、家庭環境の変化が大き過ぎて、兄弟関係で、例えば、お2人のお子さんがおられて小学生だとしたら、上のお子さんが不登校傾向にあつたら、それに引き寄せられるかのように下のお子さんも不登校になってしまふというケースが、割と多いなということが分かりました。そういうケースが2件、3件というふうなところで、非常に数が増加したかなというところを思うところでございます。

ですので、そういう家庭環境への改善支援というのが、今後、必要になってくるだらうなというところで、ポツ4つ目の矢印になるんですけども。家庭環境の改善の働きについては、スクールカウンセラーであったり、スクールソーシャルワーカーというところは積極的に活用させていただきながら、学校と連携して関わっていただいているというところでございます。

あと、教育支援センターの支援員が定期的に各校へ巡回もしております。これは何で巡回して、何しているんだというところになるんですけども。実は、この支援員の先生方といいますのは、それぞれの小学校で教育してくださる方、OBでございまして、もともと人権推進教員といいますか、子供たちの家庭環境のほうにも支援を行っていた先生方が、この教育支援員になってくださっているということもありますので。先生方に対してアドバイスや指導というところをしていただきながら、家庭環境への関わり方というのも学んでいってもらっているというところがございます。

中学校で申し上げますと、令和5年度で15日以上30日未満が31人、30日以上が55人、90日以上が28人で、出席日数が10日以下のお子さんがゼロ人というふうなことでございます。また、支援する中で登校できるようになったお子さんが55人のうち39人で約70%のお子さんが、最終的には何とか学校へ復帰というような状況にもなっているということになっております。

ただ、この専門性のある機関で相談や指導を受けられていない生徒につきましては、令和4年が特段多かったということもあるんですけども、まだ約70%のお子さんが受けられていないというふうなことになってございます。

中学校の特徴といたしましては、全体数で減ったというところがまず大きなところ、成果かなとは思うんですけども。それは、定期的な校内支援会議であったり小中連絡会議を開催し、アセスメントに基づく情報共有を行いながら支援や指導につなげていくことができた。

また、教育支援センターの教育支援員が各学校へ、これも中学校の巡回もしておりますけれども。小学校とはまた少し活用の仕方が違いまして、学校と情報共有しながら、その情報をセンターへ持ち帰って、センターでの子供たちへの対応、また、センターに送ってくる保護者への対応というふうなこともしていただいていたというところがあります。そして、もちろんスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの積極的な活用というものもあります。そして、下から、先ほども申し上げましたけれども、学校内、校内の不登校支援教室の設置であったり、学習機会を保障する支援としてリモート学習を行わせていただいたということが、より一つの具体的な支援の方策であるかと考えるところでございます。

以上でございます。

辻本町長 どうですか。いかがでしょうか。

吉崎職務代理者 ありがとうございます。

1点、この資料の表の中で、専門性のある機関で相談や指導を受けられていない児童とか生徒とかいうものは、改めてそうなんだなというふうに今実感しました。例えばです。専門性のある機関というのは、何を指しますか。ちょっと教えてもらえたならと思うんですけれども。

島田学務課長 これは、調査上のということになるんですけども。例えば、教育支援センターであったりとか児童相談所、保健所、病院、民間団体等を指すということになっているところであります。だから、個々の子供たちに対して、決して学校も支援員やセンター長も放つたらかしにしているわけではないけれども、調査上ではこういうふうな数字になったものです。

吉崎職務代理者 そういうことですね。小学校と中学校の現実、課題の違いであるとか、取組の進め方の違いであるとかというのがよく分かりました。ありがとうございます。

辻本町長 ありがとうございます。

杉本委員、いかがですか。感想でも結構ですし、ご質問があればお願ひします。

杉本委員 まず最初に、私も4月から教育委員でお世話になっているんですけども。まず、不登校児童が大淀町は確かに多いんだなとちょっとびっくりしておりました。ただ、本当にいろいろな取組をしていただきまして。それで、今ご説明し、また課長からもご説明があったように、小学生では、令和5年度は40%、中学生では70.9%の成果もちゃんと出ているんだなと、出しているだいんでいるんだなと感じております。この間の研修で先生のお話を聞く中で、指導の先生と不登校の子供のつながりというのが一番成功事例というか、成功事例といったらいいのか分かりませんけれども、つながっているなというふうには感じておりますけれども。今後、どのような取組を重視していくのか質問させていただきたいと思います。

辻本町長 ありがとうございます。今、杉本委員から、今後、特に重点を置いてというか、重視していく取組についてご質問がありました。学務課長のほうから回答はできますか。

島田学務課長 失礼します。まず、教育支援センターをつくる前のお話にもなるんですけども。実は、学校を取り巻く支援の体制づくりからまず本町は強化させていただいたところがあります。1つ目が、児童・生徒への支援であったり、まず、2つ目、特別支援教育が必要なお子さんに対しての取組、そして、心的・社会福祉面の支援というところで、スクールカウンセラー

であったりスクールソーシャルワーカーであったりというふうなところの支援というようなところで、どちらかというと、人的支援を主にさせていただいたところがあります。そちらの支援のほうがある程度整ってきた後に、今回、教育支援センターというふうなことをさせていただいたところがあつて。あとは、その教育支援センターと学校とのつながり、太いパイプを持っていくというのが、やはり一番ポイントになってくるのかな。そして、まだ我々も関わっておりませんけれども、社会的自立を目指してというところで、いかに中学校を卒業してから社会に出るまでの間に、より多くの勉強をしていただきたいなと思っているところもある、その辺をどうしていくかというのが今後の課題であつたりするのかなというところでございます。

辻本町長 ありがとうございます。センター機能としてのその充実とかについても話はあったんすけれども。ここで、本日のこの不登校支援についての私は一番大事な切り口かなと思っておるんですけども。福祉との連携について話を転換して進めてまいりたいと思いますが。吉崎委員の先ほどのご質問にもあった部分でもありますし、その面について、これまでの教育委員会部局と福祉部門との連携の在り方について、まず、今こういうふうな状況でやっていますというところまでの説明を福祉部局からしていただきて、そして、発展的に今後のことについても2つに大きく分けて話をしてみたいと思うんですけども。

まず、一旦は、現在の連携の在り方について、森本住民福祉部長からでよろしいでしょうか。ご説明願えますでしょうか。

森本住民福祉部長 住民福祉部の森本です。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼します。すみません。

住民福祉部といたしましては、令和2年に改正されました社会福祉法に基づき、地域共生社会の実現を目指し、令和3年度から体制等の整備に取り組んでおります。今年度から重層的支援体制整備事業という事業を実施しております。この重層的支援体制整備事業は、人口減少、少子高齢化が加速する中、町ぐるみで高齢者支援、障害のある人への支援、生活困窮者への支援、子供・子育て支援を実施する事業となっております。高齢者支援、障害のある人への支援、生活困窮支援、子供・子育て支援の全てが重要と考えておりますが、その中でも、未来の大淀町を担う子供への支援を最重要事項の一つとして位置づけております。

連携としてやっていることといたしましては、支援が必要となる児童・生徒さんの福祉的な関わりといたしまして、教育委員会さんとこれまでの連携・協働をさらに深めるために、教育と福祉の連携会議を定期的に開催しております。この教育と福祉の連携会議では、就学年施設から小学校へよりきめ細やかな接続が可能となる仕組みを整備するなど、様々な課題について協議をしているところでございます。その教育と福祉の連携会議の中で、この不登校の支援というものをただ今検討しているというふうな状況でございます。

以上です。

辻本町長 ありがとうございました。

廣見教育長 ちょっと僕からもいいですか。

辻本町長 はい、どうぞ、教育長。

廣見教育長 今、住民福祉部長が言っていただいたように、定期的にとにかく集まって今の課題を出し合おうということで福祉と教育は連携会議を開いています。その中でも今まで力を入れていたのは、どちらかというと就学前後のそこのつながりを、力を入れてきておりまして、スムーズな就学後の生活になるように、また、それを見越した就学前の在り方というのを、このたび幼稚園も保育園の中に1号認定を認めている形を取っていただいているので、そこを大事にしていこうということでこれまで取り組んできていたんですけども。いよいよその形も垣根を越えて同じシートを使うなど、同じ計画書を使うなど、できてきたところで、今度はちょっと気になってきたのが、卒業後の子供たちの支援の在り方という、そういうところにまた着目していこうということで今いろいろ考えているという、そんな状況です。

辻本町長 ありがとうございます。じゃあちょっと卒業後の話もしなければならないんですけども。

例えば、福祉部局から重層であったり地域フォーカスであったりいろんな形で住民の相談を受ける中で、ご家庭でそういう不登校であるようなご家庭とかぶることとかがありますよね。だから、もう一つその話で出しておきたいのは、よく福祉のほうで、特に困難なご家庭について複数の教育委員会や社会福祉協議会やいろんな機関が集まってするケース会議で対象になるご家庭が不登校の生徒さんのご家庭ということも多々あるのかかもしれないんですけども、その辺のことはどうですか。小林課長。

小林健康こども課長 住民福祉部の健康こども課の小林と申します。

よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、健康こども課で所管しております要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協と不登校との関わりについて現状をご説明させていただきたいと思います。

辻本町長 課長、座って結構です。

小林健康こども課長 すみません。失礼いたします。要対協では、不登校ということでの追跡ということは行っておりませんが、先ほど町長からもお伝えしたように、要対協は虐待案件を取り扱っております。虐待対応を行う中で、関わるご家庭内に虐待当事者が不登校であったり、そのご兄弟姉妹が不登校であったり、そういう場合がございます。このような場合に要対協は、まず教育委員会であったり学校と連携をさせていただいて、お子さん、ご家庭の支援に当たっています。

加えて、その支援する中で、福祉サービス等が必要であるというふうに判断した場合は、保護者の了解を得まして、福祉のサービス・対応を行っている福祉介護課へつなげているというふうな形を取っています。

要対協では、義務教育卒業後も高校に進学されたお子さんの場合、高校へ情報提供を求めるたり、医療機関や福祉サービスにつながっている場合は、病院であったり福祉事務所であったり福祉サービスの事業所であったりと連携しまして、情報収集及びその方の支援に携わっております。その現状を把握しつつ支援を行うというのを義務教育卒業後も行っている取組でございます。

私のほうからは以上です。

辻本町長 ありがとうございます。だから、うまく教育委員会の現状を把握している1枚目の資料の2段目の枠にある、家庭とか福祉的な支援等のそういう支援が必要なご家庭が、不登校の環境の一因でもあるというところと、町の福祉部門のそういう福祉サービスとがうまくひもづけられるように何とかできないかな。今もやっておるんだけれども、今以上にそういう連携も持ってやっていけないかなということと。

もう一つは、初めから申しておる中学校を卒業した時点なので、年齢でいうと15歳ですか。そのときに、中学校を卒業した時点で、教育委員会の義務教育から離れてしまう生徒さんの情報を、多分ご家族なり本人なりの同意も要るんだろうけれども、福祉部門にうまく橋渡しして連携して継続して、そういう引きこもりであったりとか、そういうところとうまく情報交換ができる、サポートしなければならないときにうまくサポートが発動できるようになげることができないかなという、そこの検討をこの場で、会議で、大きな枠でいいので何か合意できて、あとは、詳細は、いろんな会議を担当者とか実務者レベルで詰めていって、成案としてやっていきたいなと思うんだけれども。

その件について住民福祉部のほうから、まず、現状の福祉のそういう相談と、教育委員会の持っている不登校のご家庭とのマッチングの強化であったり情報の連携の強化の仕方と、中学校を卒業する生徒さんのそういう不登校の傾向にある方の情報のもらい方とか、福祉としてのバトンタッチとか引き受け方というものについて、何か意見とか見解とかありますか。どうでしょう。森本部長のほうから。

森本住民福祉部長 すみません。先ほど中学校、やっぱり義務教育を終えて何らかの関わりがある人については、また見守りとかもできていくと思うんですけれども。義務教育を終えて何のつながりもないという人については、そういう見守りや支援が切れてしまうことになってしまいますので。そのようなことがないように、卒業後においても保護者の、先ほど町長も申しましたように、同意を頂くことを前提にして、卒業する生徒さん情報を教育委員会さんのほうから、役場の2階に子育てサポートセンターという相談機関がございますけれども、まずはそちらのほうに、教育委員会からサポートセンターにつないでいっていただいて、そちらのほうのサポートセンターで引き続き見守り、また、支援をする体制を取れたらと考えるところでございます。

辻本町長 子育てサポートセンターの一応対象年齢は。

森本住民福祉部長 基本的には18歳まで。

辻本町長 今、急に何歳までやねんみたいに拡大しようとする話はあるけれども、一応今のところ18歳。

森本住民福祉部長 その後は、吉本課長の福祉介護課のほうへつないでいければというふうには思っております。

辻本町長 そこで連携と、あとは、学校の間に関わってくれていたソーシャルワーカー等の先生方との中学校卒業後の連携も要るんでしょうね。その件について吉本課長から何かありますか。考え方とかどうですか。

吉本福祉介護課長 失礼いたします。福祉介護課の吉本です。よろしくお願ひします。着座にてご説明させていただきます。

先ほどからご説明があつたように、学校から、義務教育から離れた場面は、一旦は子育てサポートセンターで受けて、その子育てサポートセンターが交通整備をして、必要なタイミングで福祉介護課にバトンを渡していただくような仕組みです。その中で、その子供を、家庭を支援する中で、当然、卒業したからといってそこで切れてしまうのではなくて、私たち福祉介護課のほうから教育委員会であつたり、学校にもう一度つなぎ直すというような作業をしながら、丁寧に連携を維持しながら進めてまいりたい、今現状はそのように考えております。

以上です。

辻本町長 教育長、どうですか。

廣見教育長 今言っていただいているような要支援というふうな形で今まで見守ってくださつていて、なおかつ不登校の子供さんであれば、割とコンタクトも取りやすいということなんですね。そこを、そうかどうか分からぬ不登校の子供たちを、どうしていったらええかなという形を考えていけたらええかなと思うんですけども。

辻本町長 今まで、福祉部局なり教育委員会からの説明なり考え方もありましたが、ここまで教育委員会の吉崎委員のほうから何か感想かご質問とか意見とかあつたら、どうですか。

吉崎職務代理者 ありがとうございます。最終的な不登校のお子さんたちの目標は、学校復帰だけではなく、本当に社会的な自立というところでいえば、卒業後の人生が長いということで考えていかなければならぬといつも思います。教育を受けている間に、いかに福祉と関わっていくか。ここは、本当に密にやってくださつているように、その機会も内容も含めて、そのように感じています。森本部長さんの話であったように、学校という教育を終えた卒業後、しんどいお子さん、要対協事案のお子さんについては、取り組み方もより具体にイメージをしてやってくださつて、それもよく分かりました。そこにすらつながつていなかつたとかという本当に厳しいケースの場合、卒業後、福祉部局としてどんな関わりを進めていけるのかなというようなところは、私には、まだ全然イメージできていなくて。そこが必要なお子さんが多いうのじやなくて、そこをきちんと支援してあげられたら一番いいのかなと。

不登校のお子さんで、小学校、中学校で不登校であつても、本当に高いパーセンテージで高校教育につながつてゐるというふうにはお聞きしております。なので、本当にしんどいケースのとき、今までつながつていなかつた生徒さんが何人かいらっしゃると思います。そこにどうアプローチしていくのかなというのを、今の段階で何か気づきのようなものがあればお聞かせいただけたら、一緒にまた考える機会になるのかなと思いました。

辻本町長 今のご意見に対してどうですか。学務課なり住民福祉部局から。吉本課長、どうぞ。

吉本福祉介護課長 失礼いたします。私どもの住民福祉部長、森本がお答えしたように、教育長のほうから補足的な説明をいただいたように、福祉あるいはいろんな機関とつながつていなくて、不登校の子供をどうしていくか、どう見つけていくか、どうつながり続けるかというところが課題になっておりますので。今回、森本がお答えしたように、来年卒業するそういう子供

たちの情報を、一旦、子ども・子育てサポートセンターに預いて、そこで整理した上で、必要に応じてサポート等があれば私のところで、それ以外の機関であれば、そのサポートセンターが交通整備をしながら、私たち福祉といたしましては、そういう子供たちを対象に居場所であったり参加支援であったりとか、そういう子供が地域で活動できるような地域づくりというのが、森本が説明した重層的支援体制の中の事業としてございますので、まずは見つけてつながって、つながり続けて、その方々に応じた居場所づくりを町ぐるみで検討してまいりたいと、このように、今はちょっと漠然としたお答えにはなりますが、このように考えております。

以上です。

辻本町長 よろしいですか。

吉崎職務代理者 はい。

辻本町長 杉本委員、いかがですか。

杉本委員 すみません。そもそも質問で申し訳ないんですけども。卒業後の不登校の子供たちの学校は、どういうふうに現状を把握されているのか、ちょっと知りたいなと思います。

辻本町長 進路ですか。

杉本委員 はい。どのように把握しているのか。

辻本町長 学務課、どうですか。

島田学務課長 例を申し上げますと、令和5年度に卒業されたお子さんで、いわゆるどこの学校にも行っていないというふうなお子さんはゼロでございました。過去には若干おられたときもありましたけれども。昨年度、この令和6年3月に卒業したお子さんではゼロ人でございました。学校として、大淀中学校として、その卒業した子供たちの追跡、例えば高校に入って退学してしまったとか、そういう情報を得ているかどうかというところで言いますと、これは、残念ながら学校として聞きには行っていない状況でございます。ただし、高校側のほうから、実は中学校でどういうふうな生活をされていましたかというようなことで聞かれる場合があるので、そのときに知り得るというようなことはありますけれども、学校としてそれを追跡はしておりません。

辻本町長 学校で中学生やった生徒さんがどこの高校に進学したかという、その進学先の情報までで、そこでもう一旦終わるんですよね。だから今言ったようにうまく福祉のほうにつなげないと、教育委員会としては、どうしてもそのつながりを持てる限界が、卒業してしまうとぶつつと切れてしまいがちなので、何とかそれをうまく福祉のほうにつなげることで、そういう困難事例が、だんだん困難の程度が高くなってから、深刻になってからこちらに相談があるのでなく、もうちょっと深刻度が浅い間とか、早期に福祉のほうに相談に来ていただけたりするような手立てを取っておくほうがいいのかなという話なんですね。

大体今までの話で、大きく本日の不登校支援についての現状であったり教育委員会としての取組、それで、特に今後、重点的に取り組んでいくことと。さらにその中で、福祉部局との中学校卒業後の生徒さんの情報を福祉事務局子育てサポートセンターに、本人の同意を得てというところも多分ハードルがあると思うんですけども。それらもうまく学校、教育委員

会と連携して来年度から初の取組として年度内に検討できることは検討して、またやってみて、やってみるとうまくいくこともうまくいかないこともあるでしょうけれども、改善を図りながら少し前向きに今年度から検討を始めたいと。

今日の会議の方向性として、一つここを見いだしたいと思いますけれども。そういう方向で、この会議の一つの見いだせた方針として、決定事項としてさせていただいてよろしいでしょうか。今日の出席者のほうの各教育委員会や町長部局の各部門の方々もよろしいですか。

じゃあ、そういう方針で、この会議でひとつ取りまとめたいと思いますので、あとはもう事務方のほうで、特に教育委員会、学務課と、あと福祉部門と、それぞれサポートセンターの職員等でしっかりと連携して具体的な事務に取りかかっていただくようにお願いいたします。

1点目のこの大淀町の不登校支援については、本日の会議では、ここまで議論とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目の議題に移りたいと思います。少しお待ちください。

今から2点目の議題になるので、森本部長、どうでしょう。2点目の議題に移るので、1点目の議題の福祉部は、もし2点目、時間の都合が合うのであれば、この機会に退席いただいくてもいいと。

森本住民福祉部長 福祉介護課長だけこの後あるので。

辻本町長 じゃあ、続きましてお願いいたします。大淀町部活動地域移行について。まず、教育委員会社会教育課のほうから説明をお願いいたします。

安谷社会教育課長 社会教育課の安谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

本日お渡しさせていただいている資料でございますが、A3の横カラー刷りで2枚ものになっております。右上に8月6日開催教育委員会資料、提出資料と書かせていただいているものの1ページ、2ページをご覧になっていただきたいと思います。

私のほうからは、大淀町の部活動地域移行についてということでございますが、今、学校の働き方改革ということで、日本全国で皆さんを取り組まれているような内容となります。今回、この4ページものという形になりますけれども、まずは国の関係、そして、2番目に奈良県の状況で、3点目に大淀町の状況、その後、今後のスケジュールという形で、4点についてご説明を準備させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

まず、国の状況ということで、1ページをご覧になっていただきたいと思いますが。こちらのほうには、トップからこの4点書いておりますが、国がどういった形で進めてきているかというような流れの大きなものを書かせていただいております。

ここの中で、まず最初、平成29年6月に文部科学大臣のほうから諮問が出されております。諮問の内容につきましては、教員の長時間勤務が深刻な状況であるということから、諮問という形で中央教育審議会のほうに諮られたということになっております。3つの点が諮問されたんですが、その1点として、部活動を含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き

続き担うべき業務はどうあるべきかということが諮問の1つとされております。それに対して、1年半後、平成31年の1月に中央教育審議会のほうから答申が出されておるんですが、この部活動は学校業務であるんですが、必ずしも教師が担う必要のない業務として、将来的には、学校単位からそれを地域単位とすることを積極的に進めるべきであるというような形で答申が打ち出されております。

そのことを受けまして、令和2年9月に学校の働き方改革というものが打ち出されております。学校の働き方改革を踏まえた部活動改革というものでございますけれども。そして、令和4年12月にスポーツ庁、また文化庁が総合的なガイドラインを策定されたということになります。

その下に検討会議、提言の概要ということで抜粋をさせていただいております。こちらのほうについては、このガイドラインを策定するまでに検討会議がそれぞれスポーツ庁と文化庁で令和4年6月と8月に行われております。それに対する概要でございます。少し説明をさせていただきますと、左端に部活動の意義と課題、その後、それに対する目指す姿、そして改革の方向性、最後に課題への対応という形を記載させていただいておりますが、まず、部活動の意義でございます。こちらに2つの中点がございますが、部活動は、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動であるということでございます。もう1点目が、部活動に参加する生徒にとっては、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会である。そして、部活動は、多様な生徒が活躍ができる場であって、豊かな学校生活を実現する特に役割を有しているよということでございます。

ただ、この課題でございますけれども、今現状で置かれている課題でございます。少子化の進展により生徒数と教員数が減少し、部活動の継続が困難になっていることで、部活動が廃止や縮小、そして生徒がスポーツ、文化芸術等に親しむ機会が大きく減少するおそれがあるというのが課題の1つ目に挙げられております。

もう一つが、部活動は、今までそうですが、学校の教員の方が指導者として献身的に進めさせていただいております。そのことによって長時間勤務ということが発生をしているという、誤っているということになっております。

それと、もう一つが、指導経験のない方、ない教員にとって多大な負担ということでございます。顧問となった上には、それを専門的に指導をしてきていない者、そういう教員の方が指導を行うということが、それについて携わった者は、すごい負担になっているという側面があるということです。それと、生徒にとっても、指導を望んでいるにも関わらず指導を受けられないという、そういった形の問題も出てきているということで、改善が求められているという、こういうことが課題となっているということです。

それを受けまして、目指す姿ということで3つ中点がございますが、まず、スポーツ、文化芸術等に継続して親しむことができる機会を今後も確保すること、これを目指すと。それと、もう一つが、楽しさ、喜び、そして想像力と感性を育む部活動の意義の継承と今後も続けていくということです。

そういうような内容を目指す姿としておりますが、それをするための改革の方向というのがこの5つの中点に書かせていただいておりますが、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とするということでございます。部活動については、平日、休日、今現在、関係なく活動をされておりますが、初めてこここの場で地域移行という名前が出てきます。まず、地域移行とは、今は、現実、学校の教員の方が行っていただく学校教育の一環としての部活動でございますけれども、それを指導する体制を、教員ではなくてそれ以外の者、スポーツクラブなどの外部の指導者が指導する体制のことで、これを地域移行という形に言わわれているということになります。

その地域移行について、まずはということで、いきなり平日、休日全ての部活動を、そういう形で指導者を地域顧問、学校の先生以外の者を充てるというのもなかなか難しいということもありますので、段階的にということで、休日だけ、土日祝日の移行をまずしましょうということで打ち出されているということです。

その2番目の中点でございますが、目標時期が書かれておりまして、令和7年度末をめどとするということで、今回は、これは、令和5年度から令和7年度末の3か年をこの推進期間という形で定められているということになります。

また、その3つ目でございます。平日の部活動にも触れておりまして、この地域移行については、平日も休日ができた後、段階的にできるところから取り組んでいきましょうということで、最終的には、将来的に顧問の先生ではなくて外部指導者が指導していくという流れを持っているということになります。

課題への対応ということでございますけれども、このことを行うに当たりまして7つの課題ということが出ております。その中でも、今こちらのほうでも重点的に思っていることがございます。まず、2番目の指導者の質・量の確保ということでございます。それと、5番目の会費の在り方、それと、6番目の保険の在り方というこの3つが大きく関わってくるかなと考えております。学校教育から外れるわけでございます。部活動は、今現段階では、学校教育の一環として様々な費用もご家族の方、保護者の方から集めたもので、保険等の費用は発生しておりますが、部活動から外れた土日祝日の活動については、それに関わる費用についてももちろん関わってくるということでございます。それがクラブ活動をする費用と保険という形になります。この保険というのは、けがをしたときの際の保険、学校の平日の保険と土日祝日の保険、別々の保険という形になってきますので、そのことについての対応が課題であるということになっております。

続いて、横の右側の2ページを見ていただきたいと思います。

一番最初に移行のイメージという形で書かせていただいておりますけれども、令和7年度までにつきましては、平日、休日、教員、顧問、学校教育としてされるということですが、令和8年度からは、平日は教員、休日については地域指導者という形で、2つのものに分かれることになります。将来的にはこの2つ、平日、休日ともに地域の指導者が指導を行うよということで方向が出ているということになります。

続いて、2番目、奈良県の状況になります。今の国の状況を受けまして、奈良県もその後どうしていくかということが打ち出されております。令和5年の3月に在り方に関する方針の改定でありましたり、地域クラブ活動への移行の手引の策定がされたということになります。令和5年の3月に、国の方針と同様に、この下の四角に書かせていただいておりますけれども、改革推進期間として令和7年度末までに移行することを目指すという形で、令和5年3月に奈良県は打ち出しをされております。その後、令和6年2月になんですが、奈良県知事さんのほうで2月7日の定例記者会見、その場で令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動を廃止するという形で、目標から廃止に変わっております。奈良県は、そういう形で令和8年度から必ず休日については教師の指導、地域部活動という形で外部の者が指導を主に基本的に行なうということで打ち出しをされたということになっております。令和6年3月、今年の3月になるんですが、奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引というものが奈良県独自で策定をされておりまして、今その手引に基づきまして大淀町としても進めているところになります。

この下のこの手引の概要というところがあるんですが、これは、後ほどもう一度、再度説明させていただきたいと思いますので、3ページをご覧になっていただきたいと思います。もう1ページ開けていただけますでしょうか。

奈良県の方針を受けまして、大淀町としての今の状況というものを少しご説明をさせていただきたい、大淀町の今進んでいる状況も説明をさせていただきたいと思います。

まず、大淀中学校の部活動の状況ということで、本年6月1日現在の状態を書かせていただいております。まず、運動部は10のクラブがございます。野球部から下、10番目の剣道部までございまして、文化芸術部としては、1番目の吹奏楽部から最後6番目の美術部までございます。合わせて16の部活が行われているというのが今の現状でございます。この表には、部員数または活動内容ということで、平日はいつまでしておるか、また、休日がいつまでしておるかということで書かせていただいております。

この1番、中学校部活動の状況の下に四角で囲ませていただいておりますが、今、大淀中学校部活動については、ある決まりを持って活動をされております。それが、奈良県学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針ということで、奈良県のこの部活動においての基準が定められておりまして、それに基づいて活動をしているというのが現実になります。

まず1つ、平日でございますが、月曜日から金曜日でございます。この基準によって1日の休養日を設ける、平日5日間の間に1日を休養日に設けるということになっています。また、活動時間は、平日は2時間程度とするということになっています。休日につきましては、この土曜日、日曜日については、どちらか1日以上の休養日を設けると。1日以上ということですので、どちらかは必ず休養日となっております。活動時間については、3時間程度ということで、こういうことを設定をされておりまして、休養日を平日水曜日、休日は日曜日ということで、水曜日と日曜日は、部活動はしないということで、休養日に充てられているという大原則の基準になっているということでご理解をいただきたいと思います。それを受けまして、この下の16の部活は、全てが活動をされているということになります。

その次ですが、大淀町内のスポーツ、文化芸術団体ということで、スポーツ団体については、大淀町スポーツ推進委員から、最後、大淀テニスクラブまで、任意の団体まで、こういった形のクラブ活動、団体さんがいるということでございます。それと、文化芸術団体としては、大淀町の文化連盟さん、またはあらかしステージオペレータークラブさんというような、こういう文化団体さんがあるということでご理解をお願いしたいと思います。

今は、令和5年度の取組ということで、この地域移行に関して、大淀町としても一昨年、昨年、令和5年度で実証事業というものに取組をさせていただいたところになります。当初、町長の挨拶の中でも、剣道部のほうが令和5年度から実証事業を行ったということでお話もありましたけれども、令和5年の5月から中学校剣道部の休日における指導を地域団体の指導者に依頼し、実証事業を実施をしたところになります。指導者及び参加する生徒の保険料は、教育委員会が支払いをさせていただきまして、指導者への報酬として1時間1,600円という形で支給をさせていただいているという現状になっております。

右側4ページのほうになるんですが、指導者が誰かということを書かせていただいておりますが、大淀町には大淀剣道クラブという任意の団体さんがございます。そちらのほうの指導者の方にお願いをさせていただきまして、2名の方を指導者として選任をさせていただいて契約をさせていただいております。場所につきましては、毎週土曜日、桜ヶ丘体育館のほうで活動をさせていただいております。平日については、学校で部活動を行いまして、休日については、場所が違う、桜ヶ丘体育館というところで毎週土曜日9時から12時、3時間の練習を、指導をお願いをしているというような状態になっております。参加者につきましては、今、剣道部員全員クラブに入っていただいて活動をしているというような状態になっております。

すみません。元のページの2ページに戻っていただきたいと思います。

奈良県の状況というところの先ほど後でと言わせていただきました、奈良県中学校部活動の地域クラブ活動移行の手引の概要を少し説明させていただきたいと思います。

今、大淀町の状況を少しお話をさせていただきましたが、まず、この地域クラブ活動制度設計の手順というところを見ていただきたいと思います。地域クラブ活動への移行を円滑に行うための手順について解説がされているものになります。

そこには、一番最初の中点に協議会の設置というのを書かれております。実は、大淀町も先月になりますけれども、7月の26日に大淀町部活動地域移行推進協議会といわれるものを、第1回目の会議を開催をさせていただきました。

7月1日付でこの会の設定・設置を行ったところになりまして、26日に会議を開かせていただいたということになります。この協議会には、いろんなことを決めていただくというような役割がございます。この下にいろいろ書かれておりますが、運営団体・実施団体の確保、また運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、運営方針等の決定、または生徒、保護者、地域住民等への説明・周知といった様々な内容がございます。このような内容をこの協議会のほうでいろいろ議論をさせていただきまして、大淀町がどのような状態でどう進むべきが一

番ベストであるかということを、この協議会の中で決定をさせていただきたいと考えております。

この協議会の委員というのをご報告させていただきますと、大淀町内のスポーツ団体、また文化団体、それと学校関係者、それと P T A 関係といったような団体さんの代表者、そこから代表を選ばせていただきまして、総勢12名の委員さんで構成をさせていただいております。

前回、26日の日の開催におきましては、今どのような状態で進んでいるか、今どのような状態に大淀町が置かれているかというようなことを説明をさせていただいた段階でございますので、次回、今後、先においては、何回もこの会議を開かせていただいて、今後あるべき姿、どうあるべきかということをこの会議の中でもんديきたいなと考えているところになります。

ちなみにですが、この横に地域移行のモデルというのが書かれております。奈良県のこの手引の中には、いろんなパターンがあるということが、モデルが出されておりまして、ここの中点には5つあります。行政主導型、こちらについては、行政が教育委員会または町部局のほう、どちらか分からぬですが、そういった方、行政関係が指導者を選び、派遣をするような形になります。

次に、総合型地域スポーツクラブ型、こちらのほうは、スポーツクラブを各市町村のほうで法人化された団体がございまして、会費をもらいながら様々なスポーツに参加をしていただくというようなスポーツクラブ型というのがございます。そういう形のところに委託をかけまして、そのクラブが運営をして、そして指導を行ってというような流れのものになります。

次、拠点校型というのは、これが複数の中学校があった場合には、この拠点型と言われるもので、それぞれの中学校のどこに拠点を置いて活動するかというような状態になります。単一クラブ型というのは、大淀町に剣道クラブがありますように、それぞれ任意団体でクラブがあった場合には、そちらのほうに依頼等をかけて契約をして派遣をするというような形になります。大学企業連携型、こちらのほうについては、大淀町にはそのような大きな団体または学校、そういうところがございませんので、もしあった場合については、そういうところの企業にお願いをして指導者の派遣をお願いする、委託をお願いするというような状態になります。こういったようなモデルというものがございますので、それぞれそこの地域に合った状態でどれを選んでいくかというのは、地域がしっかりと考えていくというような状態になります。

それと、もう1個下でございます。四角の枠には、教師等の兼職・兼業についてというのを書かせていただいておりますが。先ほど来から、私、土曜日、日曜日は、教員以外の者というなお話をさせていただいておりましたが、教師の方が必ずしもしてはいけないということではございません。教師の方々が土曜日、日曜日でも指導をしたいという希望があった場合については、兼職・兼業という届出を出して指導を行っていただくこともありますので、そういう形のことについても書かれているということになります。本町においても、

今後、先には、教師の方が兼職・兼業、または公務員が兼職・兼業をかけて指導を行っていくという場合もあるかもと考えているところでございます。

すみません。それでは、最後の4ページをご覧になっていただきたいと思います。

今、協議会等の話もさせていただきましたが、今後のスケジュールということでござります。今回、推進協議会は第1回目を開かせていただきましたが、次回については、もっと具体的な話をさせていただいて、どう進めていくべきかということを皆さんに共有をさせていただきたいと思っておりまして、第2回目についても月1回程度の割合で開かせていただいて進めていきたいと考えているところになります。

2番目、住民等への周知ということで今回考えさせていただいているのが、大淀町として部活動をどうしていくかということを、住民または保護者等にもしっかりと説明をして周知もしていく必要があるということで、今回、9月号の広報で大淀町が地域移行というものに取り組んでいますよといった内容を、周知をさせていただきたいと考えているところになります。また、協議会で決まった事項、それにつきましては、ホームページ等でも随時案内をさせていただいて周知を図っていきたいと考えているところになります。

そして、3番目、アンケート調査ということで、生徒、保護者、また教員の皆様にアンケートを取らせていただきまして、今後、先においてどうしていくべきか、どうあるべきか、どう考えているかというようなことも、今後進めていくに当たって必要なことであると考えておりますので、アンケートの実施もしたいと考えているところになります。

それと、一番問題になってくると思っておりますのが、保護者への説明と思っております。保護者への説明については、丁寧に皆さんにさせていただきて、ご理解をいただきながら丁寧に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきます。

辻本町長 お疲れさまでした。今、社会教育課長、安谷課長のほうからの説明で、大体、制度の概要と大淀町の現状について把握いただけたのではないかと思います。教育長のほうからさらに補足がありましたら。

廣見教育長 もうたくさん丁寧に説明してくれたので特にあれなんですけれども。

そもそもとして分かっておいていただきたいのは、働き方改革というところが大きな要因ではある中で、子供たちがいろんなスポーツに、あるいは文化活動に触れる機会を増やしていこうという、そういうニーズの多様化なんかにも応じるようなところも実はあります。その教員の超過勤務の大きな要因となっているのが中学校の部活動だというところから、それを何とか解消していこうという動きが今まで何度も何度もあったんですが、ようやく重い腰を上げてスタートし出したというのが実態。やっぱり難しいからできへんということで挫折を何回も繰り返した中で、今回進めていこうという話になっているということです。

部活動は学校教育の一環なんです。ですが、位置づけは教育課程外なんです。なので、学習指導要領の位置づけというのは、生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものですよというような、ちょっとぼんやりした位置づけになっているんです。だから、ここにも書いてくださっているように、教員による献身的な勤務というふうに言われるのがそのゆえんで

す。さらに言うと、勤務時間内は職務命令として出せますけれども、もうその細かい話でいうと、超過勤務をして活動として部活動は認められていないので、勤務時間外に命令として出すというのは、なかなか難しいというふうに法令上は言われています。だけれども、先生たちにやってもらえるかと言って、やりますよと言ってやってくれているというのが大枠であるというような中であるがゆえに、これは早く移行していかなければ、そういうところになっているというご理解をいただけたらなと思っています。

先ほど安谷課長のほうからモデル的な実証事業でということで、うちも取り組んでいるんですが、奈良県の中では、昨年度からモデル的な事業があつて、11市町、全部言う必要はないかなと思うんですが、5つの市、6つの町で始めています。でも、その中のそれもやり方がいろいろで、今、中学校でない部活を土日に新しくつくって、それに自由に来てくださいというような、そんなモデルもあるんです。だから、実は、やり方は、先ほどいろんな何々型と言ってくださっていましたけれども、本当にいろいろあるので、それが地域の格差を生んでしまわないかということを非常にそれぞれの自治体は危惧しているという実態があります。

そんな中で奈良県は、いろんな事情があつて推進していくこうという、推進から集中にさらに変えていったもの、よその都道府県よりも足を早めようという、そういう動きになつてるので、自治体のそれぞれの教育長さんたちは、どうしたらええかなというふうに頭を抱えているというのが、そんな実態だということを少しご理解いただけたらと思います。すみません。ちょっと長くなりました。

辻本町長 ありがとうございます。どうでしょう。今までの状況の説明とかでお感じになったこととか、何かご質問もあれば、吉嵩委員のほうから。ご質問があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉嵩職務代理者 じゃあ感想も含めてになりますが、教育長さんから詳しくまたご説明いただいて、さらに方向性とか、大淀町の置かれている位置とかというのがよく分かったと思います。

段階的に検討を通して進めていってくださっています。学校としてはこういうふうな形、水曜日、それから日曜日、部活動をしないという形に踏み込んでくださっています。実感として、随分、生徒さんたちは、めり張りのある学校生活、放課後、休日の時間を過ごせるようになったんじゃないかなというふうに、一部ですが、接する生徒さんの中で感じています。プラス先生方の勤務です。軽減することでも、恐らく何らかのいい方向に動いているのではないのかなというふうに今現在のところ思います。

最終的に法的な位置づけもお話ししましたが、保護者の方に丁寧に説明をしていく、それから広報をしていただくというふうなことも含めてですが、地域が育っていくという、そういう機会になっていけばいいのかなというふうに、学校時代に文化に触れる、スポーツに触れる、これは、部活動をしていればこそその宝かなと思います。卒業後、社会人になったときに、本当にあのとき頑張ったなというのが、いろんな挫折のときに、その子一人一人の励みになるのかなと思いますが。卒業後、じゃあこの地域で何ができるかといったときに、スポーツに親しむ、文化芸術活動に親しむ。今もできていますが、この移行を通してより一層

そういうふうなところに進んでいけば、させられた感じやなしに、やった感みたいになっていったらいいのかなと、聞かせてもらっていて感じました。ありがとうございます。

じゃあ質問になりますが、まだきっと協議会でこんなご意見が出たなというのは、恐らくないかなとは思うんですが。説明を中心に今回第1回目をしていただいたようですが、忌憚のないご意見でこんなことが出ていましたというのがもしあれば、1回目で聞かせていただけたらなと思います。

辻本町長 安谷課長か松本部長、どうですか。お願いします。

安谷社会教育課長 すみません。7月に開催させていただいたときには、説明がこういう形で多かったので、なかなか今理解するのが難しいという委員さんも多数いらっしゃったのが現実でした。今後においてどうしていくのかというのが、まだ皆さんクエスチョンマークが多いところになるので。

ただ、1点だけちょっと誤解されているところが質問ではないんではあったのは、ご紹介させていただきますと、ここに地域クラブという名称になっておりますので、これが地域部活とかという状態であれば、部活を移行するというような状態では分かりやすいんですが、地域クラブということで、ほかにも、今、任意のクラブ団体さんが、特化されたクラブ団体さんがありますので。

例えば野球のクラブ団体、部活ではなくて違うクラブ、サッカーも違うクラブがあるとした場合に、思惑で思われたのが、そういう強くて活躍できる選手を育てるというクラブにするのかなというイメージで取られた方もいらっしゃったのが現実にありましたので。今回、これは、本来の部活動という学校教育の一環の内容を、そのままの内容を休日に移行するものですよということで分かっていただいたというのがあったので。今後はもっと地域の方に説明、また、議員さんにも説明する際には、そういった形をもっと重点的にしていく必要があることの認識を新たにさせていただきました。

すみません。ちょっと質問いうのがなかなかございませんでしたので、一応こういう形でご報告だけさせていただきたいと思います。

廣見教育長 いいですか。今の付け加えなんですけれども。やっぱり先ほど吉崎委員がおっしゃっていただいたように、昔の部活動のイメージも強く持っておられる委員さんもおられるようで、きっちとその指導を厳しく、地域で守らなかんねんというご意思も強いように、それはありがたいことなんですけれども、そんな意思もおありなのかなと思うと、委員さんになっていただいている方も、町の皆さんも、何とか土日も子供たちが素敵な活動ができるようにと思っていただいているのかなというのには思うところがありますが。そういう一部誤解もあったのかなという感じです。ありがとうございます。

辻本町長 杉本委員、どうですか。ご意見とかありましたら。

杉本委員 私も大淀中学のときはバスケット部に所属していました。

辻本町長 私もそう。先輩なんですけれども。

杉本委員 本当に私の人間形成に部活動というのは役立ったなと感じておりますので、これからも子供たちには安心・安全で、そしてまた楽しく部活動できるようにしていただきたいなと思っております。

ただ、今の先生方の仕事の改革でありますとか、あと、保護者の負担とかも考えられると思いますので、そこら辺の兼ね合いとかが難しいかと思うんですけれども。先ほどの課長のご説明で課題とかいうのがいろいろあったと思うんですけども。指導者の質・量の確保の方策とか、会費の在り方とか、保険の在り方とかがあるんですけれども。今の大淀町において大きな課題は何なのか。それはまた、今、それに対して見通しは、今どういうふうな見通しをしているのかというのをお聞かせ願えればなと思います。

辻本町長 事務局のほうからどうですか。松本部長、お願いします。

松本教育部長 ありがとうございます。今、教育委員さんからお話もいただきました。冒頭、安谷課長からご説明もいたしました。大きく課題として会費をどうするのか、保険をどうするのか、使用の施設をどうするのかというところと、さらにですけれども、指導者の掘り起こし、確保を思っております。将来的には、平日の部活動も地域移行にという国の方針はございますが、まずは休日だけが地域移行になってまいります。平日の部活動の学校の顧問の先生の教えの方針、考え方と、休日に移行したときの指導者の方の教えの考え方、方針、これが、全然バランスがよくなければ、子供たちが不安になったり、どうしたらしいのか悩んでしまったりというところがありますので、そこをしっかりと、今もそうですけれども、学校の先生と地域指導者の連携のところをしっかりと今後もやっていかなければならぬと本当に感じているところでございます。

あと、あわせまして、安谷課長も教育委員さんもお話しいただきました。保護者さん、子供へ理解をいただけるように丁寧に説明をしていって、もちろん不安であつたり心配であつたり、そんなことを思っていただけないところがない、そういうことをしっかりとやっていかななんと痛感しているところでございます。

すみません。以上でございます。

辻本町長 ありがとうございます。よろしいですか。

この件に関しては、7月に協議会を設置して、今、年度の途中で非常にまだ見通しが立っていない、これから検討していくことであろうと思いますので、本日の会議での議論はここまでとして、教育委員会にしっかりと今後も、その多分、話合いの中心は協議会になると思うんですけども、そこで決まったこととか、定期的に教育委員にも、節目節目ではこういうふうな方針で決まりましたとか、こんなことが実現できましたということの説明機会を確保していただいたり。

または、費用面であつたりとか、これは、もう教育委員会の問題だけではなく町の問題として、こちらの総務部長をはじめ、幹部会議のほうにも適時、こういうふうに進んでいますとか、こういうことが課題でそれを乗り越えないといけない。そのときには、例えば予算が必要であつたり、町の他部局との連携が必要なんだということがあれば、部長連絡会のほうに、また松本部長へ森本部長のほうからも投げかけていただいたりしながら進めていただき

たいと思いますので、本日の会議での議論はここまでとしたいと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

本日用意しました議題2件についての議論は、以上とさせていただきたいと思います。

この機会に、議題と関係なくその他ということで、この機会へのご発言、ご意見等があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。吉寄委員、いかがですか。委員にばかり聞いて申し訳ありません。忌憚なく何でも結構です。

吉寄職務代理者 じゃあせっかくお声がけいただいたので、1つ目と2つ目に関係なくではないんですが、今、国からこういう施策があつて、県に下りてきて、大淀町でやる方向をみんなで知恵を出し合いながら関係者が語って、最大公約数で進んでいくという、その中に、アンケート調査を一番最後に入れてくださっていました。これは、すごくやっぱり大事になってくるのかなと。こちらの思いで進めるところに、いかに該当の方々のニーズであるとか、願いであるとか、不安なところであるとかというのを、うまく織り込みながら進んでいくことが大事なのかなというふうにこれで感じていました。なので、その他でと言われたら、もうこれ、次はこれですというのではないですが、行政と一人一人私たち町民と、思いを語り合いながら、寄り合わせながら進めていけるような、そんなのがいいなと思いました。大きな話ですみません。

辻本町長 いや、ありがとうございます。本当に今、委員がおっしゃった、いじめの問題につけ、不登校の問題につけ、クラブにつけ何につけ、行政の関わりにおいてですけれども、特に教育委員会の部門については、生徒さんも保護者も、また保護者の中でも、もっと広く地域の方もいろいろ話合いとかの場も必要なんでしょうね。おっしゃるとおりだと思います。アンケートの聞き方も難しいけれども、対象者も難しいですけれども、そんなことも傾向分析とかニーズ分析とかをしながらそこら辺をしっかりと捉えて、データを持ちながらやっていかないといけないだろう。それは、いいご意見は、何というか、行政全体においての広い意味でのご意見として承りたいと思います。杉本委員、どうですか。関係なくとも、その他で結構です。

杉本委員 すみません。今のところ何もございません。

辻本町長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、本年の第1回の大淀町総合教育会議につきましては、これで終了とさせていただきます。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。町の管理職員、ご出席いただきありがとうございます。じゃあ今日話し合ったことをしっかりとまた具体的に落とし込んでやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で会議を終了とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございます。

開会 午後4時53分